

2021年4月19日

## 県知事の措置命令に関する声明

遺骨収集ボランティア「ガンマフヤー」代表具志堅隆松  
辺野古に新基地を造らせない島ぐるみ宗教者の会

私たちは3月1～6日のハンストにおいて、3つの要求を掲げてきました。

1. 防衛局に対し：遺骨が眠る南部からの土砂採取計画を断念すること
2. 沖縄県知事に対し：熊野鉦山の開発届に対して中止命令（自然公園法33条2項）を出すこと
3. 県議会に対し：遺骨が残っている可能性が高い南部、未開発緑地帯での土砂・石材の採取を禁止する条例を制定すること

また、その間、宗教者共同声明「戦没者の遺骨が含まれている土砂を辺野古新基地建設に使わせてはなりません」の賛同署名をSNSで27,234筆、ハンストテント前で5,566筆を集め、3月26日、県知事に提出し、全国の国民、県民、遺族の想いを届けました。

### 一、県議会及び市町村の意見書について

県民、遺族の想いに応え、4月15日県議会は要求1に対して、全会一致で政府に対する意見書を採択しました。採択にあたっては土木環境委員会で参考人具志堅隆松に加えて遺族代表2名の意見も聴取しました。県議会及び14の市町村が採択した意見書は県民、遺族の想いを汲んだものと評価します。

### 二、県知事の鉦山業者届け出に対する対応について

しかし、4月16日の県知事の鉦山業者届け出に対する対応は県民、遺族の想いを十分に汲んだものとは思えません。

33条2項の措置命令には、当該行為の禁止、若しくは制限、又は必要な措置がありますが、今回の知事の見解は一番緩い「必要な措置」でした。

#### ① 措置命令1

「県議会及び市町村で議決された意見書等を踏まえ、戦跡公園としての風景の保全を図ることと併せ、人道的な配慮を行う必要があることから、遺骨の有無について関係機関と連携して確認し、遺骨の収集に支障が生じないように措置を講ずること」

県議会で議決された意見書では、「遺骨等が混入した土砂を埋め立てに使用しないこと」と共に、「日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること」を要請しています。これに対して県の措置命令1は、誰が遺骨収集するのか明確に示されていません。「関係機関と連携し確認」とは事業前に遺骨収集を徹底して行うための措置命令なのか、明確ではありません。「遺骨収集に支障が生じないように措置を講ずる」というのは、遺骨収取が終わるまで土砂の採掘に着手しないという命令なのか、明確ではありません。

## ② 措置命令2

「地域の風景の背景となっている斜面緑地の豊かな自然環境を守り、その稜線を含めた風景の保全を図るとする糸満市の方針も踏まえ、堀採区域の周辺、特に堀採区域の敷地境界に接している慰霊碑の区域における風景へ影響を与えないよう、必要に応じ、植栽等の措置を講ずること」

「植栽等の措置を講ずる」と採掘終了後という意味に読み取れますが、それでは採掘中に損なわれる景観はどう保護していくのか、その措置については述べられていません。県の発表した「不利益処分の原因となる事実」では「本件鉱物の堀採行為は、上述の糸満市字米須地区において計画されているものであり、視認性の高い斜面緑地を改変するものである」と述べ、斜面緑地の改変が当該公園の風景を保護するために「自然公園法」33条2項による措置命令を行う必要があると認める事実の主要因であるとしています。業者の「届け出」以前に伐採された斜面緑地こそ、多くの県民が視認して最も問題があると感じているところです。

しかし、「堀採区域の周辺、特に堀採区域の敷地境界に接している慰霊碑の区域における風景へ影響を与えないよう、必要に応じて、植栽等の措置を講ずること」という措置命令では、本末転倒と言わざるを得ません。

県は中止命令までいかなくても、せめて斜面緑地に関する制限命令を出すべきでした。制限命令なしに、いまだに眠る遺骨、歴史的風景で最も重要視されている斜面緑地が守られなくなってしまいます。

## ③ 措置命令3

「周辺植生と同様の植生群落に原状回復すること」は当然のことです。しかし、採掘したあと、果たして埋め戻しができるほどの残土が本島内で集められるのでしょうか。業者の提出している赤土等流出防止条例の事業行為届け出で、採掘機関は10年とされて

います。他の鉱山の現状からみても 10 年後に原状回復が実施される保証はありません。

#### ④ 留意事項の通知

県は業者に対して 4 点の留意事項の通知を出しました。そのなかで、届け出書に対する糸満市の副申に記載されている同市各課等の回答内容について同市と協議し、対応すること、戦没者遺骨収集の推進に関する法律、糸満市風景づくり条例等関係法令を遵守するとともに、必要な手続き等を確実に実施することなどです。

県は「不利益処分の原因となる事実」を認定する根拠を「糸満市風景づくり計画」に置いています。本来県知事が対応すべき斜面緑地に関する取扱いを糸満市に丸投げしているという感をぬぐえません。しかも、留意事項は業者に誠意を求めるものであり、強制力はありません。

県知事は記者会見で「法制度上、県として最大取り得る行政行為として措置命令を発出する。これまでにない異例ともいえる判断」と語りましたが、本来県が守るべき沖縄戦跡国定公園の歴史的な風景や祈りの場としての聖域が守られる保証はありません。

沖縄戦の遺族、そして沖縄に住む私たち県民は沖縄戦跡国定公園及び南部地域に対しては特別な想いと畏敬の念を持ち、戦後 76 年間、慰霊と祈りの地域として、また、過去を学び、未来に生かす場としても大切にしてきました。遺族はいまだ土の中に眠っている遺骨が帰る日を待ち望んでいます。

私たちは引き続き次のことを求めます。

1. 県は防衛局の辺野古設計変更申請を不許可とし、防衛局に対し遺骨が眠る南部からの土砂採取計画を断念させること
2. 県知事、環境部は今回の措置命令に関する不明確な部分の説明を行うこと
3. 県知事は記者会見の質問で「条例制定の必要性も踏まえて考える必要がある」と述べました。遺骨が残っている可能性が高い南部、未開発緑地帯での土砂・石材の採取を禁止し、戦跡国定公園の景観を保護する条例を一刻も早く制定すること

以上

問い合わせ先

辺野古に新基地を造らせない島ぐるみ宗教者の会 共同代表 谷 大二 090-3339-6474